

交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区
の学校適正配置の方向性について

(答申)

令和4年7月4日

交野市学校教育審議会

目次

1. はじめに
2. 学校適正配置の基本的な考え方
3. 星田駅北地域の学校区と第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置案について
4. 第三中学校区の学校適正配置について
 - (1) 現状と課題
 - (2) 学校適正配置の考え方と配置案
 - (3) 学校適正配置の方向性
 - (4) 附帯意見
5. 第四中学校区の学校適正配置について
 - (1) 現状と課題
 - (2) 学校適正配置の考え方と配置案
 - (3) 学校適正配置の方向性
 - (4) 附帯意見

1. はじめに

交野市では、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて市内各地で盛んに行われた住宅開発等により人口が急増し、児童・生徒数の増加に伴い、小・中学校の分離・開校が行われました。昭和 56 年度には小学校の児童数が、昭和 57 年度には児童・生徒数が、昭和 60 年度には中学校の生徒数が最大となりました。その後は減少傾向が続き、今後、著しい児童・生徒数の減少により学校運営に支障をきたす小規模校が複数校現れることが懸念されます。

一方、前述の人口急増期に建設した多くの学校施設は、建築後相当年数が経過し、経年劣化による老朽化のため、施設の改修・更新が必要となっているなどの課題もあります。

今後の教育環境の維持向上を図り、更なる少子化、学校の老朽化等の課題や小中一貫教育などの新たな学校づくりに対応するため、本審議会は平成 28 年 7 月に交野市教育委員会より「今後における市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置のあり方」について諮問を受けました。平成 29 年 1 月には、本審議会からの中間答申を経て、交野市教育委員会において「学校規模適正化基本方針～望ましい小・中学校の在り方～」が策定されました。

平成 31 年 2 月に交野市教育委員会において策定された「交野市学校規模適正化基本計画」は、学校規模適正化基本方針に基づいた、本審議会における各中学校区の今後の適正配置の在り方についての答申を踏まえ、パブリックコメントを経て学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方の方向性を具体的に示したものです。

その中で、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置については、星田北エリアのまちづくり対象区域である、星田北地区及び星田駅北地区の土地利用計画や住宅開発の戸数などが確かなものとなった時点で、当該地域の望ましい学校区とあわせて将来に向けた望ましい学校適正配置について検討することとされています。

そのような中、本審議会は、上述の住宅開発を含む星田北エリアのまちづくりの進捗に伴い、令和元年 7 月に交野市教育委員会より「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」の諮問を受けました。

本審議会では、諮問を受けて以降、星田北エリアのまちづくり対象区域である、星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区について審議を行い、令和 2 年 12 月には「星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区について」を取りまとめ中間答申いたしました。

また、中間答申以降、これまで第三中学校区及び第四中学校区の将来に向けた望ましい学校適正配置について、慎重かつ丁寧な審議を重ねた結果、この度「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

(資料 1 諮問書)

(資料 2 交野市学校教育審議会の審議経過)

(資料 3 交野市学校教育審議会委員名簿)

2. 学校適正配置の基本的な考え方

本審議会では、現状のみを考えて検討するのではなく、将来に向けた学校適正配置の方向性を見据えながら検討を行いました。なお、将来に向けた学校適正配置の方向性については、学校規模適正化基本計画で示された「学校適正配置を検討する上での基本的な考え方」に基づいて、検討しました。

<学校適正配置を検討する上での基本的な考え方>

- ① 「学校規模適正化基本方針」に基づき、将来的にも適正な学校規模を確保するよう検討する。
- ② 「学校規模適正化基本方針」に基づき、適正な通学距離の範囲内となるように検討する。
- ③ 児童・生徒数の将来推計と、今後見込まれる大規模な住宅開発の影響も考慮して検討を進める。
- ④ 学校施設の老朽化状況も勘案して検討を進める。
- ⑤ 小中一貫教育を進めるにふさわしい新しい教育環境にも配慮する。
- ⑥ 地域のコミュニティにも配慮し、現在の中学校区を基本として検討する。
- ⑦ 一つの小学校からは、一つの中学校へ進学することを基本として検討する。

※学校規模適正化基本方針では、児童・生徒の通学距離について、小学校では2km以内を基本としつつ、3km以内を許容範囲とし、中学校では3km以内を基本としつつ、4km以内を許容範囲としています。

3. 星田駅北地域の学校区と第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置案について

星田駅北地域の学校区については、本審議会の令和2年12月中間答申も踏まえて、以下のとおり、星田北エリアのまちづくり対象区域は藤が尾小学校区、星田北7丁目のうち星田北エリアのまちづくり対象区域を除く区域は星田小学校区となっています。したがって、藤が尾小学校及び第四中学校では、星田北エリアのまちづくりに伴い、今後大幅に児童・生徒数が増加すると見込まれます。

一方、交野市学校規模適正化基本計画において、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置を考える上では、星田駅北地域の住宅開発の影響が非常に大きく、当該住宅開発が今後の児童・生徒数の推計に大きな影響を与える要因となっていることから、星田駅北地域の考えられる学校区のパターンごとに、学校適正配置案が作成されています。

以上のことから、本審議会では、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置は、星田北エリアのまちづくり対象区域の学校区に基づき、交野市学校規模適正化基本計画に示されている、星田北6・7・8・9丁目の学校区が藤が尾小学校区となる場合の学校適正配置案を基本として、検討しました。

<星田駅北地域の学校区>

学校区	地域
星田小学校区（第三中学校区）	星田北7丁目3番、4番1号から10号、5番、6番、7番5号から6号、9番、11番、12番、13番1号から24号、17番から19番、20番1号から7号、21番8号から10号、22番
藤が尾小学校区（第四中学校区）	星田北6・8・9丁目、星田北7丁目（星田小学校区を除く。）

※星田北7丁目のうち、星田小学校区（第三中学校区）の地域は、星田北エリアのまちづくり対象区域外となっており、星田小学校区（第三中学校区）以外の地域は、星田北エリアのまちづくり対象区域となっています。

4. 第三中学校区の学校適正配置について

(1) 現状と課題

第三中学校区は、星田小学校、妙見坂小学校、旭小学校、第三中学校の3小1中で構成されています。

各学校の学校規模について、第三中学校は、令和27年度まで適正な学校規模で推移すると見込まれています。しかしながら、星田小学校、妙見坂小学校、旭小学校は、令和2年度時点では適正規模ですが、いずれの小学校も令和27年度には小規模化する見込みとなっています。

一方、学校施設については、令和2年度時点で、すべての学校で、大部分の建物が築後40年以上経過しています。特に、星田小学校では築後58年を経過した建物があるなど、学校施設の老朽化は、各校で課題となっています。

(資料4 第三中学校区の児童・生徒数・学級数の将来推計)

(資料5 第三中学校区の学校施設の諸元)

(資料6 第三中学校区の地区・校区・通学距離)

(2) 学校適正配置の考え方と配置案

第三中学校区では、星田小学校、妙見坂小学校、旭小学校の3小学校が将来小規模化する見込みとなっています。したがって、第三中学校区では、小学校区の校区変更だけでは、将来にわたって、すべての小学校において、適正な学校規模を確保することはできないと考えられ、適正な学校規模を確保するためには、学校統合が必要になると考えられます。

学校統合については、小学校同士での統合を行う配置案（学校統合案）と、小学校と中学校を統合し、小中一貫校を設置する配置案（小中学校統合案）の2種類が考えられます。

なお、望ましい学校適正配置の検討にあたっては、交野市学校規模適正化基本計画では示されていない、学校統合案（29）（30）（31）及び小中学校統合案（12）（13）（14）を新たに学校適正配置案として追加し、検討しました。

また、以下①②の配置案はデメリットが大きく望ましくないと考えます。

①統合後の学校を星田小学校敷地に設置する学校統合案（敷地面積が小さいため）

－学校統合案（20）（22）（26）、小中学校統合案（12）

②妙見坂小学校と旭小学校を統合し、妙見坂小学校敷地又は旭小学校敷地に、統合後の学校を設置する配置案（星田山手地域や妙見坂地域の土地の高低差や通学距離など、児童の通学面での負担が大きいため）

－学校統合案（24）（25）（27）（28）、小中学校統合案（13）（14）

(資料7 第三中学校区の適正配置案（一覧表）)

(資料8 第三中学校区の適正配置案 (配置図))

(3) 学校適正配置の方向性

第三中学校区では、将来星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校の3小学校が小規模化する見込みとなっていることから、各学校で今後も適正な学校規模を確保するためには、小学校統合が必要と考えられます。しかしながら、3小のうち2小を統合する配置案では、統合対象となっていない小学校が将来小規模化すると見込まれます。したがって、第三中学校区のすべての学校で今後も適正な学校規模を維持し、良好な教育環境を確保するためには、学校規模の面では3小を統合する配置案又は3小1中を統合する配置案、3小を2小に再編する配置案 {学校統合案 (29) (30) (31)} のいずれかが望ましいと考えられます。

このうち、3小を2小に再編する配置案では、将来も適正な学校規模を確保することが可能な学校区の線引きが難しいことや、いずれかの小学校区コミュニティが再編により分断されるなどの課題があります。一方で、3小を統合する配置案及び3小1中を統合する配置案では、学校区と地区の境界が一致していないという地域の課題が解消されるとともに、地域における児童・生徒の見守り活動が一体となるなど、地域コミュニティの今後の発展という観点からも利点があることから、将来も適正な学校規模を確保するためには、3小統合又は3小1中統合が望ましいと考えられますが、交野市が行われている小中一貫教育の趣旨も踏まえると、3小1中を統合することがより望ましいと考えられます。

統合校の設置場所は、各地域からの通学距離や、十分な学校敷地を確保する観点から、第三中学校に隣接する星田大池の活用の可能性を加味して、現在の第三中学校敷地とすることが最も望ましいと考えられます。このようなことから、本審議会では後述する懇談会前の段階で第三中学校区の学校適正配置としては、3小1中を統合し、第三中学校敷地に統合校を設置する小中学校統合案(11)が望ましいとの方向性を共有しました。

一方、第三中学校区では、将来すべての小学校が小規模化すると見込まれており、星田小学校をはじめ学校施設の老朽化が進んでいることから、交野市教育委員会では、第三中学校区の各学校に関わりのある保護者や地域の方々に、第三中学校区の学校適正配置についてお考えいただき、ご意見をお伺いするための場として「第三中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会」を開催されました。本審議会は、懇談会の内容及び結果等について「第三中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会 報告書」をもって、「第三中学校区における学校適正配置として、令和2年度からみて、5年後及び10年後では現状の学校配置を維持することが望ましいとのご意見が最も多く、20年後では星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校の3小1中を統合し、現在の第三中学校敷地に隣接する星田大池の土地を加えた敷地に、統合校を設置することが望ましいとのご意見が最も多かった。ただし、20年後については、現時点ではイメージできないとのご意見やわからないとのご意見も複数ありました。」との報告を受けました。

このような懇談会の報告を受けて本審議会では、懇談会で20年後の学校適正配置として望ましいとのご意見が多かった配置案と本審議会が望ましいと考えた配置案は、方向性が一致しているこ

とを確認しました。

以上のことから、第三中学校区の学校適正配置については、星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に小中一貫校を設置する小中学校統合案（11）が将来を見据えたうえで、最も教育環境上望ましい学校配置と考えます。また、良好な教育環境を確保するため、第三中学校敷地に隣接する星田大池の土地も学校用地として活用することが望ましいと考えます。

一方で、統合校が適正な学校規模となる前の段階では、いずれかの小学校で単学級が生じることも考えられますが、子ども達の交友関係や地域のつながり等を考えると、将来小中学校統合案（11）の学校配置となる前段で、適正規模を確保するための一時的な学校統合や校区変更等を行わないことが望ましいと考えます。

（資料9 「第三中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会」概要）

（資料10 学校教育審議会と第三中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会の学校適正配置案番号対応表）

（4）附帯意見

①学校隣接地の活用について

小中学校統合案（11）の学校配置においては、十分な敷地面積確保のため、第三中学校敷地に隣接する星田大池の土地を学校用地として活用することが望ましいと考えられることから、当該用地の活用に努めていただきますようお願いいたします。

②統合の時期等について

統合の実施時期は、統合校が適正な学校規模になると見込まれる約15～20年後が望ましいと考えます。また、統合に向けては、統合に伴う諸課題について具体的な検討期間を十分に確保できるよう、将来小規模化が見込まれる3小学校の学校規模を注視しつつ、統合校の施設形態も含めて5～10年後にあらためて検討を行っていただきますようお願いいたします。

③施設老朽化への対応について

小中学校統合案（11）の学校配置となる学校統合を見据えて、それまでの間、第三中学校区の各学校で、良好な教育環境を確保するため、適切な施設改修等を行っていただきますようお願いいたします。

④通学の安全確保に向けた検討

小中学校統合案（11）の学校配置となる学校統合を見据えて、保護者や地域の理解を得られるよう統合前の早い段階から通学の安全確保に向けた検討に努めていただきますようお願いいたします。

ます。

⑤学校が担っている必要機能の確保と学校跡地の有効活用について

小中学校統合案（11）では、第三中学校区の学校数が減少しますが、学校統合後も第三中学校区内の各地域において、統合対象となる各学校が担っている避難所機能や放課後児童会機能など必要な機能の確保に努めていただくとともに、学校跡地については有効にご活用いただきますようお願いいたします。

5. 第四中学校区の学校適正配置について

(1) 現状と課題

第四中学校区は、岩船小学校、藤が尾小学校、私市小学校、第四中学校の3小1中で構成されています。

各学校の学校規模について、第四中学校及び私市小学校は、令和27年度まで適正な学校規模で推移すると見込まれています。一方で、岩船小学校及び藤が尾小学校は、令和2年度時点では適正規模ですが、令和27年度には小規模化する見込みとなっています。しかしながら、藤が尾小学校では、星田駅北地域での大規模な住宅開発の影響で今後大幅な児童数の増加が見込まれており、この住宅開発の影響を考慮すると、藤が尾小学校は今後も適正な学校規模で推移する見込みとなっています。また、岩船小学校においても、都市計画提案に係る事前協議などもあったことから、今後の住宅開発の動向によっては、将来も適正な学校規模で推移することも考えられます。

一方、学校施設については、交野市の学校施設の中では、比較的築後年数の経過していない建物が多いものの、令和2年度時点で、第四中学校では築後37年を経過した建物があり、岩船小学校、藤が尾小学校、私市小学校の3校では、大部分の建物が築後40年以上経過しているなど、今後、施設の老朽化に伴う更新改修の時期を迎えることとなります。

(資料1 1 第四中学校区の児童・生徒数・学級数の将来推計)

(資料1 2 第四中学校区の学校施設の諸元)

(資料1 3 第四中学校区の地区・校区・通学距離)

(2) 学校適正配置の考え方と配置案

第四中学校区では、藤が尾小学校、私市小学校、第四中学校の3校は、今後も適正な学校規模で推移すると見込まれます。一方で、岩船小学校は将来小規模化すると見込まれていますが、岩船小学校区内では都市計画提案に係る事前協議もあったように、今後の住宅開発の動向によっては将来も適正な学校規模で推移することも考えられます。

したがって、第四中学校区の学校適正配置については、岩船小学校が将来も適正な学校規模で推移する場合と小規模化する場合のいずれのパターンにも対応できるように考える必要があります。

岩船小学校が将来小規模化する場合、第四中学校区では、将来小規模化の見込まれる学校は岩船小学校1校となるため、学校規模適正化の方策としては、岩船小学校が適正な学校規模となるような校区変更又は岩船小学校を統合対象とする学校統合の2通りの方策が考えられます。しかしながら、校区変更により岩船小学校を適正な学校規模とすることは、中学校区を基本に考えた場合、難しいと考えられます。これは、藤が尾小学校区の校区変更は、岩船小学校区に接する地域において住宅が少ないことや当該住宅からの通学距離は藤が尾小学校の方が近いことから望ましくないと考えられるため、また、私市小学校区の校区変更についても、校区変更により私市小学校が小規模化するおそれがあることや現在学校区と地区の境界が一致していることから、地域コミュニティへ

の影響を考えると望ましくないと考えられるためです。したがって、第四中学校区の学校規模適正化の方策としては、学校統合が望ましいと考えられます。

学校統合については、小学校同士での統合を行う配置案（学校統合案）と、小学校と中学校を統合し、小中一貫校を設置する配置案（小中学校統合案）の2種類が考えられます。

一方で、住宅開発等の影響で、今後第四中学校区内の児童・生徒数が大幅に増加するような場合には、現在の第四中学校区を、2つの中学校区に分けるような配置案（校区変更案）も考えられます。この校区変更案については、交野市学校規模適正化基本計画に示されている配置案を、校区変更案（1）とし、交野市学校規模適正化基本計画では示されていない、校区変更案（2）から校区変更案（6）までを新たに学校適正配置案として追加し、検討しました。

また、以下①～④の配置案はデメリットが大きいため望ましくないと考えます。

①通学距離が学校規模適正化基本方針で定めている範囲を超える配置案

－学校統合案（9）（10）（11）（12）（13）（14）、校区変更案（3）（6）

②学校規模が大きくなりすぎると見込まれる配置案（3小学校の統合案）

－学校統合案（12）（13）（14）、小中学校統合案（4）

③学校統合により敷地面積に課題が生じると見込まれる配置案

－校区変更案（5）

④同じ中学校区内で、施設一体型、施設分離型が共存する配置案

－小中学校統合案（3）

（資料14 第四中学校区の適正配置案（一覧表））

（資料15 第四中学校区の適正配置案（配置図））

（3）学校適正配置の方向性

第四中学校区では、岩船小学校が将来小規模化するおそれがあることが課題となっていますが、今後の住宅開発の動向等によっては、将来も適正な学校規模で推移することも考えられます。

岩船小学校が将来も適正な学校規模で推移する場合には、第四中学校区の全ての学校が今後も適正な学校規模で推移すると見込まれることから、現状の学校配置を維持することが望ましいと考えます。

一方で、岩船小学校が将来小規模化するような場合には、第四中学校区のすべての学校で今後も適正な学校規模を維持し、良好な教育環境を確保するため、統合後の学校の規模や通学距離等を総合的に勘案すると、岩船小学校と私市小学校を統合し、現在の岩船小学校敷地に統合校を設置する学校統合案（8）が望ましいと考えます。

また、第四中学校区全体の児童生徒数が著しく増加するような場合には、藤が尾小学校区を一つの中学校区として、第四中学校区から分離する校区変更案についても、再度検討することも考えられます。

(4) 附帯意見

①住宅開発の動向について

第四中学校区の学校適正配置については、岩船小学校区内の今後の住宅開発の動向が大きく影響すると考えられますので、今後の住宅開発の動向を注視していただきますようお願いします。

②星田駅北の住宅開発に伴う児童・生徒数増加への対応について

今後、星田駅北地域では住宅開発に伴う大幅な児童・生徒数の増加が見込まれますので、当該地域の児童・生徒数増加の影響で、藤が尾小学校及び第四中学校で教室数が不足することのないよう適切な施設整備等の対応をお願いします。

③施設老朽化への対応について

第四中学校区の各学校で、今後とも良好な教育環境を確保するため、適切な時期に施設改修等を行っていただきますようお願いいたします。